

令和元年6月26日現在

機関番号：17102

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2014～2018

課題番号：26380093

研究課題名（和文）状況証拠による刑事事実認定の理論的・実証的研究

研究課題名（英文）Theoretical and Empirical Research on Criminal Fact-Finding Based on Circumstantial Evidence

研究代表者

豊崎 七絵（Toyosaki, Nanae）

九州大学・法学研究院・教授

研究者番号：50282091

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,600,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、間接事実のレベルの明確化、また間接事実の立証や総合評価について、その法的意義と実践方法を明らかにした。

間接事実のレベルは、当該間接事実と主要事実との間の媒介項を発見することによって明確にされる。間接事実は総合評価によって証明される場合もあるが、その総合評価は主要事実を認定するための最終的な総合評価とは異なる、当該間接事実を認定するための総合評価として構成される。言い換えると、最終的な総合評価は、主要事実を直接推認させる第一次間接事実によって構成される。第一次間接事実は、最終的な総合評価によって証明されるのではなく、第二次間接事実の総合評価によって証明される。

研究成果の学術的意義や社会的意義

状況証拠による犯罪事実の認定において、各状況証拠（間接事実）が、犯罪事実に対し、どの程度の推認力を持っているかという評価が問題になるところ、誤って犯罪事実が認定されないようにするには、直感的印象による評価ではなく、分析的・客観的な評価が求められる。

本研究においては、この分析的・客観的な評価の一助となる手法、すなわち当該状況証拠から犯罪事実への推認を媒介する「事実（媒介項）」について、その存在の有無を確認した上で、その推認（証明）の可否を検討するとの手法を提唱した。この手法は、複数の状況証拠による総合評価においても、各状況証拠の位置付けを明確にしうる点で、分析的・客観的な評価に資する。

研究成果の概要（英文）： This study clarified the legal significance and the practice of the clarification of the level of indirect facts, and the proof of indirect facts and comprehensive evaluation.

The level of indirect facts is clarified by finding the intermediary between the indirect facts and ultimate fact. Indirect facts may be proved by a comprehensive evaluation, but this evaluation is configured as a comprehensive evaluation to identify the indirect facts, which is different from the final comprehensive evaluation to identify ultimate fact. In other words, the final comprehensive evaluation consists of first indirect facts that directly identify ultimate fact. First indirect facts are not proved by final comprehensive evaluation but by comprehensive evaluation of second indirect facts.

研究分野：刑事訴訟法

キーワード：状況証拠 事実認定 間接証拠 間接事実 総合評価 刑事訴訟法

1. 研究開始当初の背景

1980年代の自白の信用性評価をめぐる裁判例ならびに裁判実務家による注意則研究によって、分析的・客観的な事実認定の流れが強まり、1990年代には学界でも事実認定への関心が高まった。

本研究の研究代表者は、分析的・客観的な事実認定について、もっぱら事実認定者に委ねるのではなく、当事者の主張・立証と対応すべきであるとの規範的モデル、すなわち当事者主義的構成を提唱するとともに、この構成が内容的に正当性のある事実認定に至ることを基礎理論上明らかにするため、事実観の問題を検討してきた。その結論とは、刑事手続とは無関係に存在する絶対的真実と、これを規準とすれば相対的に位置付けられる訴訟的事実とを想定する二項対立的事実観に替わり、絶対的真実を観念することなく、訴訟で認識可能な範疇にある訴訟的事実の成否がもっぱら問われるという規範的・構成的事実観を最小すべきというものである。

研究代表者は、この当事者主義的構成ならびに規範的・構成的事実観を踏まえ、事実認定に係る具体的な局面のひとつである情況証拠による事実認定が内容的正当性を有するための条件を探究するため、本研究を開始した。

2. 研究の目的

本研究は、情況証拠による刑事事実認定の適正化について、とりわけ間接事実のレベルの明確化という観点から、その法的意義を考究すると同時に、人間の認識・認知に関する研究成果をも踏まえ、裁判員裁判においても通用する実践方法を解明する。

なお間接事実のレベルの明確化とは、間接事実はその推認力が直接評価される以前に、それが主要事実を推認させる第一次間接事実か、第一次間接事実を媒介として主要事実を間接的に推認させる第二次間接事実か、あるいは第三次以下の間接事実かを明確にすることを意味する。

本研究は、間接事実のレベルの明確化、またこの明確化を前提とした間接事実の立証や総合評価について、その法的意義と実践方法とを明らかにする。

3. 研究の方法

情況証拠による刑事事実認定に係る従来の研究や裁判例の到達点と残された課題、ならびに、論理則・経験則、「合理的疑いを容れない程の証明」、「疑わしきは被告人の利益に」等の採証法則に係る従来の研究や裁判例の到達点と残された課題について、それぞれ理論的な検討を行った。

また訴訟関係者によって間接事実のレベルが明確化される実践方法を明らかにするため、法曹へのインタビュー調査や、情況証拠による事実認定が問題とされた事例について検討した。

4. 研究成果

本研究は、間接事実のレベルの明確化、また間接事実の立証や総合評価について、その法的意義と実践方法を明らかにした。

間接事実のレベルは、当該間接事実と主要事実との間の媒介項を発見することによって明確にされる。間接事実は総合評価によって証明される場合もあるが、その総合評価は主要事実を認定するための最終的な総合評価とは異なる、当該間接事実を認定するための総合評価として構成される。

言い換えると、最終的な総合評価は、主要事実を直接推認させる第一次間接事実によって構成される。第一次間接事実は、最終的な総合評価によって証明されるのではなく、第二次間接事実の総合評価によって証明される。このようにして、間接事実のレベル毎に、各総合評価は区別され構成されることになる。

媒介事実を発見し、間接事実のレベルを明確化する作業は、第一次的には挙証責任を有する検察官が負うべきである。しかし媒介事実を発見して明示すれば、それだけ推認の段階も増え、各推認の妥当性が争われる機会を検察官自らつくりだすことにもなるから、現実的には難しい。ゆえに、この作業は、反対当事者である被告人・弁護人の防禦活動の一環として行われることが期待される。すなわち被告人・弁護人は、検察官の有罪主張に潜在する媒介事実を発見し言語化できれば、各推認の妥当性を争うことが可能になり、合理的疑いを差し挟む機会も増える。もちろん裁判所も、誤った有罪認定を回避する最終的な責任を負うから、後見的にこの作業を行わなければならない。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計4件)

豊崎七絵、今市事件控訴審判決における事実認定上の問題点 情況証拠による刑事事実認定

論(5)、法政研究、査読無、85巻3号、2018年、pp.245-283

豊崎七絵、最判平 22・4・27 の読解とその活用可能性、季刊刑事弁護、査読無、95号、2018年、pp.93-97

豊崎七絵、特定秘密保護法の刑事手続上の問題点、刑法雑誌、査読無、56巻、2017年、pp.111-133

豊崎七絵、証拠の明白性が認められないとして再審請求を棄却した事例、新・判例解説 Watch、査読無、17巻、2015年、pp.221-224

〔学会発表〕(計 1 件)

豊崎七絵、日本刑法学会関西支部会、特定秘密保護法の刑事手続上の問題点、2016年1月31日

〔図書〕(計 3 件)

豊崎七絵 他、現代人文社、刑事弁護の原理と実践、2017年、総ページ数 499 (豊崎執筆「媒介事実の発見とその証明原則— 状況証拠による刑事事実認定論(4)」 pp.266-293)

豊崎七絵 他、日本評論社、リーディングス刑事訴訟法、2016年、総ページ数 432 (豊崎執筆「証拠評価」 pp.321-336)

豊崎七絵 他、日本評論社、刑事訴訟法理論の探究、2015年、総ページ数 272 (豊崎執筆「伝聞概念と要証事実— 犯行計画メモを検討素材として」 pp.201-217)

〔産業財産権〕

出願状況 (計 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年：

国内外の別：

取得状況 (計 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年：

国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号(8桁)：

(2)研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。